



# 島根県報

令和7年1月24日（金）

第 5 8 5 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出（2件）	（農 村 整 備 課）	2
換地計画書の縦覧（2件）	（        ”        ）	3
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	4
指定施業要件の変更予定保安林	（        ”        ）	5
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（        ”        ）	5

### 【公 告】

都市計画事業の認可	（都 市 計 画 課）	7
-----------	-------------	---

### 【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体		8
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体		9
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体		9
政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体		10
政政治資金規正法の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体		10

### 【公安告示】

乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する合意	（警 察 本 部）	11
--	-----------	----

### 【正 誤】

令和5年4月7日付け島根県報号外第59号中	（道 路 維 持 課）	11
-----------------------	-------------	----

---

**告 示**

---

**島根県告示第42号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和7年1月24日

島根県知事 丸 山 達 也

大田市三瓶町加瀬土地改良区

**1 就任した役員の氏名及び住所**

理事

漆谷 幸男 大田市三瓶町志学イ36番地

梶谷 広昭 大田市三瓶町志学イ21-2

堀田 明博 大田市三瓶町志学イ154-2

堀田 翔平 大田市三瓶町志学イ154-2

原田美奈子 大田市三瓶町志学イ198-2

監事

福島 譲 大田市三瓶町志学イ209

榎 和平 大田市三瓶町志学ロ363

**2 就任年月日**

令和6年5月24日

**3 退任した役員の氏名及び住所**

理事

漆谷 幸男 大田市三瓶町志学イ36番地

原田 司 大田市三瓶町志学イ198-2

堀田 明博 大田市三瓶町志学イ154-2

堀田 翔平 大田市三瓶町志学イ154-2

榎 貴大 大田市三瓶町志学ロ440-2

監事

福島 譲 大田市三瓶町志学イ209

田中 稔 大田市三瓶町志学イ218

---

**島根県告示第43号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和7年1月24日

島根県知事 丸 山 達 也

江津市土地改良区

**1 就任した役員の氏名及び住所**

理事

田中 克行 江津市波積町本郷237番地

山口 俊行 江津市都治町1068番地  
石田 一郎 江津市松川町八神1番地1  
佐々木英夫 江津市川平町南川上714番地1  
野田 英夫 江津市跡市町1548番地  
佐々木真紀 江津市二宮町神主イ4番地  
細川 幸信 江津市桜江町長谷1256番地  
井下千鶴子 江津市桜江町今田399番地  
崎谷 靖徳 江津市桜江町谷住郷2473番地  
小松 隆司 江津市桜江町川越697番地  
中村 中 江津市波子町イ810番地  
大堂 和敏 江津市二宮町神主1820番地109  
千代延俊介 江津市桜江町長谷2002番地

## 監事

谷口 晃 江津市松川町上河戸3番地1  
山中 愛三 江津市桜江町今田74番地  
森崎 延正 江津市都野津町1564番地

## 2 就任年月日

令和6年12月1日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

## 理事

田中 克行 江津市波積町本郷237番地  
山口 俊行 江津市都治町1068番地  
石田 一郎 江津市松川町八神1番地1  
佐々木英夫 江津市川平町南川上714番地1  
野田 英夫 江津市跡市町1548番地  
深野 政勝 江津市二宮町神主イ742番地  
細川 幸信 江津市桜江町長谷1256番地  
牛尾 且宏 江津市桜江町市山575番地  
崎谷 靖徳 江津市桜江町谷住郷2473番地  
小松 隆司 江津市桜江町川越697番地  
中村 中 江津市嘉久志町イ650番地  
大堂 和敏 江津市二宮町神主1820番地109  
千代延俊介 江津市桜江町長谷2002番地

## 監事

谷口 晃 江津市松川町上河戸3番地1  
山中 愛三 江津市桜江町今田74番地  
森崎 延正 江津市都野津町1564番地

## 島根県告示第44号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたの

で、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和7年1月24日

島根県知事 丸 山 達 也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
安来地区（志引工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	安来市役所

#### 島根県告示第45号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和7年1月24日

島根県知事 丸 山 達 也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
安来地区（畑田輪工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	安来市役所

#### 島根県告示第46号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年1月24日

島根県知事 丸 山 達 也

##### 1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡吉賀町立戸584、584－1、585－1、590－甲、590－甲1、934、946、947（次の図に示す部分に限る。）、947－1

##### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

立戸584・585－1・934・946・947（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、584－1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

###### (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第47号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年1月24日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町栃木1102、1102-42、1103、1103-1、1104-1

## 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第48号

令和6年島根県告示第689号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和7年1月24日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
大田市波根町灘山2576-3	大野 泰治郎
大田市波根町灘山2598-2	西村 久二郎
大田市波根町灘山2603-3	相生 ツイ
大田市波根町灘山2620-2	富尾 久一
大田市波根町灘山2621、2687	島田 傳吉
大田市波根町灘山2625	加藤 武吉
大田市波根町灘山2627	小原 安吉
大田市波根町灘山2628	高野 文市
大田市波根町灘山2632-9、3124、3125、大王寺2922-4	別所 亀松
大田市波根町西灘山2634-2、2634-3、灘山3138	三代 弥作
大田市波根町灘山2657甲	山崎 キクヨ
大田市波根町灘山2680、2681、2684、2686	郷原 禎吉

	小原 関之助 高野 政徳
大田市波根町灘山2682	西村 金太郎
大田市波根町灘山2683	小谷 久五郎
大田市波根町灘山2685	岩野 定蔵
大田市波根町灘山2689	清水 丈市
大田市波根町灘山2690	堀 金之助
大田市波根町灘山2691-2	郷原 忠平
大田市波根町灘山2692	郷原 幸助
大田市波根町灘山2693	大野 萬四郎
大田市波根町灘山2694	高木 傳三郎
大田市波根町灘山2695、2696、2698、3129、3130	小原 柳治
大田市波根町灘山2699-2	清水 本吉
大田市波根町西灘山2700-2、2700-3	南部 初子
大田市波根町西灘山2701-1、灘山2846	大野 友右衛門
大田市波根町西灘山2701-3、灘山2849-2	清水 隆夫
大田市波根町西灘山2702-2	錦織 重四郎
大田市波根町西灘山2705-2	小谷 浅吉
大田市波根町灘山2706-4、2706-5	小原 好十
大田市波根町灘山2823	堀 坂市
大田市波根町灘山2825、2825-1、2847、2850	小原 栄吉
大田市波根町灘山2825-2、3123	岩野 良市
大田市波根町灘山2837、2851	岩野 禎右衛門
大田市波根町灘山2848-2	小原 セキノ
大田市波根町灘山2852	富尾 和三郎
大田市波根町灘山2853	清水 忠次郎
大田市波根町西ノ迫2903-2	小原 傳市
大田市波根町越ノ谷2907-5、2907-6	田原 横士
大田市波根町越ノ谷2910-14、2910-15	白石 花代
大田市波根町越ノ谷2910-16	相生 花代
大田市波根町越ノ谷2910-19、越谷2910-24	長沢 信吉
大田市波根町沼谷2927-10	下垣 フジエ
大田市波根町王子谷2937-11	萩野 福市
大田市波根町横路山2966-4、2966-5、2966-6、2966-7、2966-8、2966-9、2966-10、谷市2979-5、2979-6	小谷 美保子
大田市波根町幸田迫3048-10	横山 銀造
大田市波根町轟3063-4	高野 高義
大田市波根町飛石3105-8	堀 好太郎
大田市波根町飛石3106-2、3106-3	神田 房通
大田市波根町向山3115-1	奥田 伸

	土居 孝志 村田 修次
大田市波根町灘山3120	小原 光信
大田市波根町灘山3126	安田 計一郎
大田市波根町灘山3137	大野 牧太郎
大田市波根町灘山3148-1	岩谷 友三郎 大野 竹次郎 別所 倉二郎 林 正義
大田市波根町灘山3157-1	大野 京吉
大田市波根町灘山3158、3191-4	大野 政右衛門
大田市波根町灘山3159	岩野 安吉 小原 亀右衛門 藤原 岩市
大田市波根町灘山3189	大野 欽弐
大田市波根町灘山3205、3206-3、3207-77、3209-10	藤原 敏夫
大田市波根町灘山3207-3	大野 清治郎
大田市波根町灘山3209-3、3209-4	堀 忠五郎
大田市波根町灘山3209-33	岩谷 禎二郎
大田市波根町灘山3209-78	大野 義男
大田市波根町浅床3210-14	藤原 浅二郎
大田市波根町浅床3210-15	大野 雅之
大田市波根町浅床3210-18	藤原 亀作
大田市波根町浅床3211-6	守山 治
大田市波根町浅床3211-18	大野 賢二

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示（令和7年中国地方整備局告示第6号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

令和7年1月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
益田都市計画道路事業3・6・14号元町人麿線
- 2 施行者の名称  
島根県
- 3 事務所の所在地  
益田市昭和町 益田県土整備事務所
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 島根県益田市元町、赤城町及び栄町地内
  - (2) 使用の部分 なし

**選 挙 管 理 委 員 会 告 示****島根県選挙管理委員会告示第2号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和7年1月24日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大村ともひろ 後援会	大村 朋寛	大村 昌寛	出雲市斐川町莊原2709-11	令和6年11月25日
石倉さとし後 援会	川原 良一	石倉 千絵	松江市西川津町3085-15	令和6年12月2日
公共交通の未 来を守る会	石倉 聡之	石倉 千絵	松江市西川津町3085-15	令和6年12月2日
新田誠後援会	新田 誠	原 浩二	雲南市大東町飯田41番地12	令和6年12月6日
新田誠後援会 新誠会	恩田 肇	原 浩二	雲南市大東町飯田41番地12	令和6年12月9日
ひの千晴後援 会	樋野 千晴	福島 孝雄	出雲市斐川町莊原3899	令和6年12月11日
はせがわこう じ後援会	新宮 正朗	北垣 茂己	松江市玉湯町玉造323	令和6年12月11日
岩田さちこ後 援会	三島 進	今井 邦晴	松江市八雲町日吉341-4	令和6年12月16日
坂本ゆうま後 援会	坂本 祐麻	柳楽 宣博	出雲市多伎町多岐431番地	令和6年12月16日
川上まさふみ 後援会	川上 雅文	飯塚 治	出雲市荒茅町1340番地	令和6年12月20日
三島よしひろ 後援会	三島 好弘	岩石 暁子	出雲市大津町1564-17ブランペルレ4番館	令和6年12月23日
吉岡拓也後援 会	吉岡 拓也	河原 剛	出雲市平田町991-12	令和7年1月6日
三加茂けいす け後援会	三加茂 圭祐	三加茂 依子	出雲市斐川町阿宮408-5	令和7年1月7日
本田貢久と未 来をつくる会	本田 貢久	本田 裕子	出雲市湖陵町二部1759-1	令和7年1月8日
佐々田しんご 後援会	佐々田 慎吾	田中 明子	松江市黒田町51-8	令和7年1月9日
吉岡あさみ後	吉岡 麻美	高橋 浩二	松江市宍道町宍道509-39	令和7年1月9日



援会				
----	--	--	--	--

### 島根県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和7年1月24日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

#### 1 政党

##### (1) 国会議員関係政治団体の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
立憲民主党島根県第2区総支部	大塚 聡子	会計責任者の氏名	植田 圭介	芦谷 英夫	令和6年11月25日

##### (2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
社会民主党島根県連合	加納 克己	代表者の氏名	加納 克己	清水 勝	令和6年11月20日

#### 2 その他の政治団体

##### (1) 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
にしこりのりまさ後援会	上田 恭己	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第2号）	—	錦織 功政、衆議院議員	令和6年9月25日

##### (2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
うえさだあきひと後援会	太田 敦久	代表者の氏名	太田 敦久	皆美 佳邦	令和6年9月3日
川井弘光後援会	塩谷 典之	会計責任者の名称	川井 康子	川井 恵久	令和7年1月13日
しらうお会	川井 弘光	会計責任者の名称	川井 康子	川井 恵子	令和7年1月13日

### 島根県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年1月24日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
森脇ゆきよし後援会	布村 忠久	令和6年10月31日
周藤正志後援会	周藤 正志	令和6年11月28日
小豆澤貴洋後援会	小豆澤 貴洋	令和6年12月24日
しがらみのない市民目線の市政を創る会	江角 彰宣	令和6年12月24日
清水勝後援会	熱田 幸隆	令和6年12月16日
細田博之後援会	櫻井 誠己	令和6年12月27日
中村健二後援会	廣江 繁樹	令和6年12月20日
こだま幸久後援会	錦織 涿郎	令和6年12月20日

## 島根県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和7年1月24日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
石倉 聡之	松江市議会議員	公共交通の未来を守る会	松江市西川津町3085-15	石倉 聡之	令和6年12月1日
新田 誠	雲南市長	新田誠後援会	雲南市大東町飯田41番地12	新田 誠	令和6年12月2日
樋野 千晴	出雲市議会議員	ひの千晴後援会	出雲市斐川町莊原3899	樋野 千晴	令和6年12月9日
三島 好弘	出雲市議会議員	三島よしひろ後援会	出雲市大津町1564-17 ブランペレル4番館	三島 好弘	令和6年12月23日
三加茂 圭祐	出雲市議会議員	三加茂けいすけ後援会	出雲市斐川町阿宮408-5	三加茂 圭祐	令和7年1月6日
佐々田 慎吾	松江市議会議員	佐々田しんご後援会	松江市黒田町51-8	佐々田 慎吾	令和7年1月9日
吉岡 麻美	松江市議会議員	吉岡あさみ後援会	松江市宍道町宍道509-39	吉岡 麻美	令和7年1月9日

## 島根県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和7年1月24日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
小豆澤 貴洋	小豆澤貴洋後援会	令和6年12月24日

**公 安 委 員 会 告 示****島根県公安委員会告示第2号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。以下同じ。）による乗客の乗降のための停車又は運行時間を調整するための駐車に関して、次のとおり合意したので告示する。

令和7年1月24日

島根県公安委員会委員長 藤田 和雄

## 1 合意した者

- (1) 一畑バス株式会社
- (2) 島根県公安委員会
- (3) 出雲市長
- (4) 中国運輸局長
- (5) 出雲市地域公共交通会議会長
- (6) 大社地域自治協会連合会会長
- (7) 出雲市グリーンスローモビリティ運行協議会会長

## 2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
正門前（西進）	出雲市大社町杵築南841番地先
正門前（東進）	出雲市大社町杵築南841番地先
奉納山入口（西進）	出雲市大社町杵築北2953番地先

## 3 2に掲げる停留所に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

自家用有償旅客運送事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送を行う者をいう。）による、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号に規定する交通空白地有償運送の用に供する自動車に限る。

**正 誤**

令和5年4月7日付け島根県報号外第59号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第283号の表中	10.80～ 14.80	11.31～ 13.25
		13.80～ 18.60	11.31～ 15.43